

第一期中期目標期間 事業報告書

自 平成15年10月 1日
至 平成20年 3月31日

平成20年6月

独立行政法人農畜産業振興機構

1 基本情報

(1) 法人の概要

① 業務の目的

主要な畜産物の価格の安定、主要な野菜の生産及び出荷の安定並びに砂糖及びでん粉の価格調整に必要な業務を行うとともに、畜産業及び野菜農業の振興に資するための事業についてその経費を補助する業務を行うほか、あわせて生糸の輸入に係る調整等に必要な業務を行い、もって農畜産業及びその関連産業の健全な発展並びに国民消費生活の安定に寄与することを目的とする（蚕糸関係業務は、平成20年4月11日廃止）。

② 業務内容

当機構の会計は、業務ごとに区分経理するよう定められていることから、畜産勘定、野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定、生糸勘定、補給金等勘定、肉用子牛勘定及び債務保証勘定を設けて整理している。各勘定に係る主な業務の内容は次のとおり。

ア 畜産勘定

(ア) 畜産物の価格安定に関する法律（昭和36年法律第183号）の規定による価格安定措置の実施に必要な次の業務を行うこと。

- i 指定食肉（輸入に係る指定食肉を除く。）の買入れ、交換及び売渡しを行うこと。
- ii iの業務に伴う指定食肉の保管を行うこと。
- iii 農林水産省令で定めるところにより、畜産物の価格安定に関する法律第6条第2項、第3項又は第4項の認定を受けた指定乳製品、指定食肉又は鶏卵等の保管に関する計画の実施に要する経費について補助すること。

(イ) 国内産の牛乳を学校給食の用に供する事業についてその経費を補助し、及び畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

(ウ) 畜産物の生産及び流通に関する情報を収集、整理及び提供すること。

(エ) 旧農畜産業振興事業団法により行われた出資に係る株式又は持分の管理及び処分を行うこと。

イ 野菜勘定

(ア) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）の規定により次の業務を行うこと。

- i 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付を行うこと。
- ii あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付

金の交付を行うこと。

iii 民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された法人が行う業務でi又はiiの業務に準ずるものについてその経費を補助すること。

(イ) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

(ウ) 野菜の生産及び流通に関する情報を収集、整理及び提供すること。

ウ 砂糖勘定

(ア) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行うこと。

i 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻しを行うこと。

ii 異性化糖等の買入れ及び売戻しを行うこと。

iii 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金の交付を行うこと。

(イ) 砂糖生産振興事業の経費の補助の対象となった事業に対する指導監督を行うこと。

(ウ) 砂糖及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集、整理及び提供すること。

エ でん粉勘定

(ア) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の規定により次の業務を行うこと。

i 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻しを行うこと。

ii でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付を行うこと。

(イ) でん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集、整理及び提供すること。

オ 生糸勘定（平成20年4月11日廃止）

(ア) 生糸の輸入に係る調整等に関する法律（昭和26年法律第310号）の規定による生糸の輸入に係る調整に関する措置の実施に必要な業務を行うこと。

(イ) 繭又は生糸の生産及び流通に関する情報を収集、整理及び提供すること。

(ウ) 繭又は生糸の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の蚕糸業の振興に資するための事業で農林水産省令で定めるものについてその経費を補助すること。

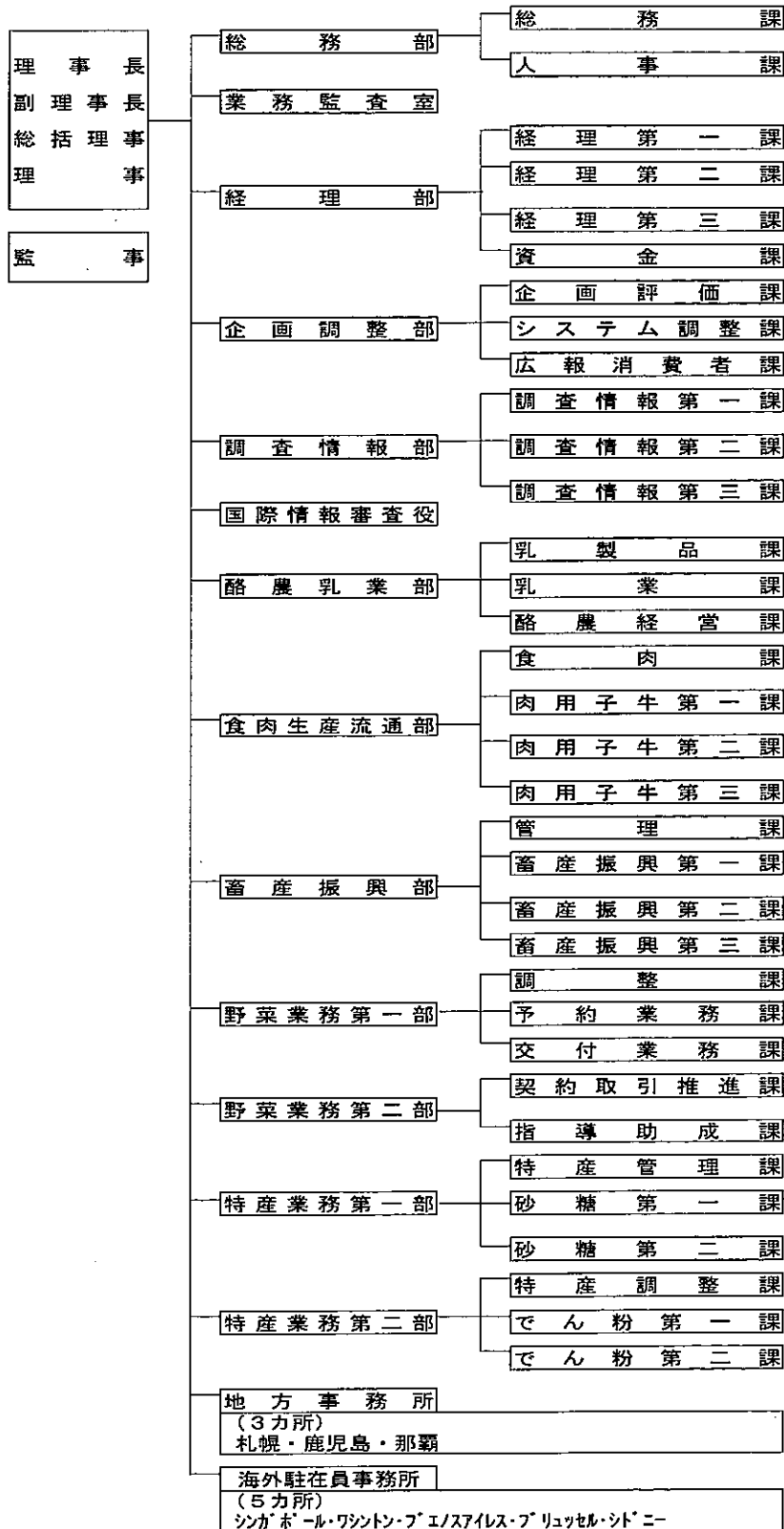
カ 補給金等勘定

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和40年法律第112号）の規定による次の業務を行うこと。

(ア) 加工原料乳についての生産者補給交付金の交付

- (イ) 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という。）の輸入
 - (ウ) (イ) の業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し
 - (エ) (ウ) の業務に伴う指定乳製品等の保管
 - (オ) 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売渡し
- キ 肉用子牛勘定
- 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号）の規定による次の業務を行うこと。
- (ア) 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
 - (イ) 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- ク 債務保証勘定
- 旧農畜産業振興事業団が締結した債務保証契約に係る乳業者等に対する債務の保証業務及びその附帯業務
- ③ 沿革
- 昭和36年12月 畜産振興事業団設立
 - 昭和40年8月 糖価安定事業団設立
 - 昭和41年3月 日本蚕糸事業団設立
 - 昭和51年10月 野菜供給安定基金設立
 - 昭和56年10月 糖価安定事業団と日本蚕糸事業団を統合し、蚕糸砂糖類価格安定事業団設立
 - 平成8年10月 畜産振興事業団と蚕糸砂糖類価格安定事業団を統合し、農畜産業振興事業団を設立
 - 平成15年10月 農畜産業振興事業団と野菜供給安定基金を統合し、独立行政法人農畜産業振興機構を設立
- ④ 根拠法
- 独立行政法人農畜産業振興機構法（平成14年法律第126号）
- ⑤ 主務大臣（主務省所管課等）
- 農林水産大臣（農林水産省生産局総務課）

⑥ 組織図 (平成20年3月31日現在)



(2) 事務所の所在地 (平成20年3月31日現在)

① 主たる事務所

本部：東京都港区麻布台二丁目2番1号

② 従たる事務所

札幌事務所：北海道札幌市北三条西七丁目一番地

鹿児島事務所：鹿児島県鹿児島市西千石町17番3号

那覇事務所：沖縄県那覇市久茂地三丁目25番15号

(3) 資本金の状況 (全額政府出資金)

(単位：円)

年度	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
15	35,989,915,481	0	0	35,989,915,481
16	35,989,915,481	0	0	35,989,915,481
17	35,989,915,481	0	0	35,989,915,481
18	35,989,915,481	0	0	35,989,915,481
19	35,989,915,481	0	0	35,989,915,481

注：15年度の期首残高は、機構設立時の平成15年10月1日の資本金である。

(4) 役員 の 状況 (平成20年3月31日現在)

役職名	氏名	任期	担当	現役職就任 直前経歴	記事
理事長	木下 寛之	H.19.10.1～ H.23.9.30		農林水産審議 官	同左
副理事長	関川 和孝	H.19.10.1～ H.23.9.30		農畜産業振興 機構総括理事	衆議院調 査局農林 水産調査 室首席調 査員
総括理事	高橋 賢二	H.19.10.1～ H.21.9.30	総務部・企 画調整部	農林水産技術 会議事務局長	同左
総括理事	伊地知俊一	H.19.10.1～ H.21.9.30	経理部・調 査情報 部・国際情 報審査役	農林水産技術 会議事務局研 究総務官	同左

役職名	氏名	任期	担当	現役職就任 直前経歴	記事
理事	太田 裕造	H.19.10.1～ H.21.9.30	酪農乳業 部・食肉生 産流通部	外務省在デン バー日本国総 領事館総領事	同左
理事	井田 光之	H.19.10.1～ H.21.9.30	畜産振興 部	農畜産業振興 機構総括調整 役	同左
理事	成田 喜一	H.19.10.1～ H.21.9.30	野菜業務 第一部・野 菜業務第 二部	総合食料局総 務課長	同左
理事	北野 律夫	H.19.10.1～ H.21.9.30	特産業務 第一部・特 産業務第 二部	農畜産業振興 機構 特産振興部長	同左
監事	田中 茂雄	H.19.10.1～ H.21.9.30		財務省主計局 主計監査官	同左
監事	堀 邦夫	H.19.10.1～ H.21.9.30		日本通運株式 会社引越部長	同左

(5) 常勤職員の状況

常勤職員は、平成20年1月1日現在において195人（中期目標期間開始時の平成15年10月1日と比較すると18人減少、8.5%減）であり、平均年齢は43.3歳となっている（このうち、国からの出向者は31人）。

2 中期計画に定めた項目ごとの実績（別添）